

藤沢市教育委員会定例会（10月）会議録

日 時 2010年10月1日（金）午後3時
場 所 東館2階教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 議席の決定について
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 前回会議録の確認
- 5 請 願
- 6 議 事
 - (1) 議案第26号 平成22年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について
 - (2) 議案第27号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 佐々木 柿 己
2 番 赤 見 恵 司
3 番 澁 谷 晴 子
4 番 小 澤 一 成
5 番 岩 本 育 子

出席事務局職員

教育総務部長	田 中 一 次	生涯学習部長	中 村 亮 一
教育総務部担当部長	村 岡 泰 孝	生涯学習部担当部長	須 藤 公 夫
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習課長	秋 山 曜
教育総務部参事	吉 田 早 苗	総合市民図書館主幹	内 藤 彰
教育総務部参事	佐 川 悟	生涯学習課主幹	熊 谷 敬 子
教育総務部参事	酒 井 一 二	スポーツ課長	稲 垣 一 彦
学務保健課長	吉 住 潤	教育総務課主幹	須 田 朗
教育指導課主幹	岡 滝 男		
書 記	田 邊 義 博		

午後3時00分 開会

岩本委員長

ただいまから藤沢市教育委員会10月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

議題(1)議席の決定について

10月定例会より教育委員の交代がありましたので、慣例により議席番号の決定を行います。赤見委員の議席番号を2番としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、赤見委員の議席番号は2番に決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、請願について。

これより、教科書採択についての請願について審議いたします。事務局の説明を求めます。

田邊書記

請願 教科書採択についての請願についてご説明いたします。(議案書参照)

請願者は藤沢市辻堂東海岸1-1-28 藤沢市の教育を考える会代表 渡辺元実氏です。

1. 請願事項

1) 教科用図書調査研究の観点、教科書の内容をより重視するよう改めていただきたい。

2) 重要な観点として「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨がどのように反映されているのか」という観点を設けていただきたい。

2. 請願の理由につきましては、請願書に記載のとおりでございます、本市教育委員会において適切な教科書採択が行われるように要望いただいたものでございます。

なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見の陳述の申し立てがございました。以上です。

岩本委員長 事務局から説明がありました。はじめに請願者からの意見陳述を許可するかどうか、ご意見を伺いたいと思います。

澁谷委員 教科書採択は教育委員の責任と権限において、静ひつな環境のもとで行うこととされており、私たち教育委員に任されております。いろいろなご意見があることは承知しておりますが、今後も静ひつな環境の中で教科書採択を行っていきたいと考えておりますので、今、請願者の陳述を聞くことは必要がないのではないかと思います。

佐々木委員 教科書採択に関する請願につきましては、内容に踏み込んでいくことは今後の教科書採択にあらかじめ枠をはめてしまうことにつながるという懸念を持っております。したがって、内容についての議論はせずに不採択とした方がよろしいのではないかと考えております。このことから意見陳述は必要ないと思います。

小澤委員 教科書採択は教育委員の権限と責任において行っていくものでありますので、いろいろなご意見があると思いますが、私たちに任せていただきたいので、陳述は必要ないと思います。

赤見委員 委員の皆様のご意見をお聞きしていますと、私も教科書採択を進めていくに当たって意見陳述をお聞きしますと、かなり影響が生じるおそれがあると考えますので、意見陳述は必要ないと思います。

岩本委員長 私も教育委員としてこれまで、藤沢市の子どもたちにふさわしい教科書を公平、公正に採択してまいったというふうを考えておりますので、意見陳述は必要としないという考えであります。

それでは、皆様のご意見は、意見陳述は必要としないということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、請願者からの意見陳述については不許可とすることにいたします。

次に、本請願に対する教育委員会事務局の説明を求めます。

吉田教育総務部参事 教科書採択についての請願についてご説明いたします。請願事項は2点あり、1点目は、教科用図書調査研究の観点、教科書の内容をより重視するよう改めていただきたい。2点目は、重要な観点として「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領改正の趣旨がどのように反映され

ているのか」という観点を設けていただきたいというものです。

まず、請願事項の1点目につきましては、既に平成20年12月25日付で、国の教科用図書検定調査審議委員会から「教科書の改善について」という報告の中で、新しい教科書採択に当たっては、各採択権者の権限と責任のもと、それぞれの児童生徒にとって最も適した教科書を採択するという観点から、教科書の装丁や見栄えではなく、内容を考慮した十分かつ綿密な調査研究を公正かつ適正に行った上で、児童生徒にとってより適切な教科書を採択することが求められると示されています。

また、これを受け、文部科学省の初等中等教育局長から平成21年3月30日付の第8075号文書で、同様の内容が既に各都道府県を通じて各市町村に通知されております。

次に、請願事項の2点目につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、神奈川県教育委員会から通知された平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針の中で、請願で求められている趣旨が示されております。本市においても平成23年度使用藤沢市教科用図書の採択方針の1、基本的な考え方の中で「(1) 国・県・市の資料等を踏まえて採択する」と明記しておりまして、既に考え方は含まれております。以上です。

岩本委員長

本請願に対する事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かございますか。

小澤委員

教科書の採択については、採択の手順としても段階を踏んでおり、我々はさまざまな資料をもとに、各委員の見識に基づいて議論をして採択を行うという流れになっています。また、教育委員会会議は公開で行っておりますので、公開の場で審議をしながら採択を行っていくわけです。文部科学省から示されております見解等でも、「教育委員みずからの権限と責任のもと、審議会の報告を踏まえて採択を行っていくこと」とあります。ここで出されている請願事項の1、2につきましては、内容は理解できるけれども、教科書採択は教育委員の権限と責任において行うものと承知しておりますので、この請願については不採択としたいと考えます。

澁谷委員

教科書採択に際しては、採択対象になる教科書を十分に調査研究し、教科書採択の方針に沿って藤沢市の子どもたちにとって最もふさわしい教科書を選択し、採択することが教育委員に与えられた権限であり、責任であると考えています。昨年3月22日の教育委員会定例会においても、教科書採択についての請願を審議いたしました。その中で教科書採択については、教育委員の主体性を尊重すべきであり、採択の権限とともに責任も私たち教育委員にあるわけで、説明責任をきちんと果たす意味からも採択

に当たっての意思決定を請願により決めることは受け入れがたいと考え、不採択としております。また、今後の教科書採択についても静ひつな選択環境のもと、外部からの働きかけに左右されず、公正・適正に採択の任務を進めていきたいと結論づけております。教育委員一人ひとりが責任を持って教科書採択をすべきだと思いますので、私もこの請願については不採択と考えます。

赤見委員 私も前回請願を審議した結果、不採択になった議事録を読みましたが、今、今の皆さんからのご意見からも不採択としたいと思います。

佐々木委員 教科書の採択につきましては、静ひつな環境を確保する、公正を確保するということが国から指導されているわけです。静ひつな環境というのは、私たち教育委員が主体的にその選択に関わって、それぞれを尊重し、他者からの影響を受けない、そういうことで判断しているわけです。請願の内容につきましては、既に行っていることですが、審議をすることによって今後の教科書採択に枠をはめることになりかねないわけです。私たち教育委員がそれぞれの思いを受けとめて、それぞれの責任においてやらせていただきたいというふうに思うわけです。したがって、この請願については不採択にした方がいいのではないかと考えます。

岩本委員長 皆様のご意見をまとめますと、1つは、教科書採択については教育委員の権限と責任において行っていくものであること。そしてもう一つは、静ひつな環境確保、採択における公正確保ということが、これまでも国の指導の中で述べられており、教育委員みずからが主体性を持って進めることがふさわしいということではないかと思われま。私も皆様の意見同様、不採択としたいと思います。したがって、この請願については不採択とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、請願 教科書採択についての請願については、不採択といたします。

なお、この考えは請願権を否定するものではございません。日本国民として請願権というものが保障された権利であることは重々承知しております。また、藤沢市の教育のために日ごろより研究を重ね、関心を持っていただいていることに教育委員長として感謝を申し上げます。ただ、教科書採択においては、藤沢市の子どもたちのためにふさわしい教科書がどんなものであるのか、今後とも教育委員自らが権限と責任を自覚し、主体性を持って、決めていきたいと思っております。そのためにも静ひつな環境をつくりたいと考え、そのことにご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、議事に入ります。

議事に入ります前に、議案第26号平成22年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、会議を公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、また、意思決定の過程における情報で、表彰に係わる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあります。以上の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書により、非公開での審議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

ご異議がありませんので、議案第26号平成22年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、後ほど非公開での審議といたします。

これより議事に入ります。議案第27号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉住学務保健課長

議案第27号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてをご説明いたします。(議案書参照)

藤沢市学校事故措置委員会につきましては、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合に見舞金等を支給することなどを審議することを目的として設置されております。藤沢市学校事故措置条例第5条第2項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されておりますが、その第3条により委員会の委員数14名の選出区分も定められております。規則第4条第2項の規定により、委員に欠員が生じた場合に補欠の委員を委嘱する必要により、新たな委員の委嘱について提案するものです。

学識経験者の選出区分で委嘱されていた赤見恵司委員が、本市教育委員に就任されることに伴い、学校事故措置委員を辞任されることによるものです。藤沢市医師会に後任の委員について加藤俊明氏をご推薦いただきましたので、前任者の残任期間である2010年10月1日から2010年12月11日までを期間として委嘱するものです。

参考までに申し上げますと、学校事故措置委員は、委員会規則第3条で(1)市民が2人、(2)学識経験者が3人、(3)保護者が5人、(4)市立学校教職員が4人となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第27号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

